

被害者参加代理人弁護士

海渡雄一 先生

2019年12月18日

弁護士 古川元晴

要 望 書

被告人勝俣ら3名の東電旧経営陣に対する東京地裁の本年9月19日無罪判決は極めて不当であります。指定弁護士により控訴されましたので、被害者参加代理人としての今後の控訴審におけるご活躍を心から期待しております。

ところで、この無罪判決は、指定弁護士が、地震調査研究推進本部が2002年7月に公表した「長期評価」による津波地震についての予測及びこれに基づき東京電力が東電設計に依頼して得ていた福島第一原子力発電所に襲来する水位15.7mの津波予測（以下「推本予測」という。）に基づいて、被告らには予見可能性があったと主張したことについて、これを否定する判断をしたものです。

そこで、指定弁護士に対し、控訴審における主張、立証の基本方針につき、次のとおり要望していただきたく、お願い申し上げます。

1 要望事項

(1) 「高度の注意義務」について

①被告ら3名には、「高度の注意義務」が課されていることを、全体の主張、立証の中心に据えること。

②この「高度の注意義務」についても、その意義が抽象的には「万が一にも事故が起きないように万全の措置を講じる」ということにつ

き、責任主義の原則を踏まえ、判例、学説等を総合的に検討の上、体系的に具体的で説得力のある主張を構成すること。

(2) 推本予測についての予見義務について

被告ら3名には、上記の意義での「高度の注意義務」が課されていることから、推本予測について、それが未だ起きたことがない津波に関する予測（いわゆる「不確実な予測」）であっても、予測すべき義務が発生していたことを、主張、立証すること。

2 要望の理由

(1) 本裁判の本質的な論点は「予見可能性」ではなく「予見義務」

ア 推本予測に基づけば、本件事故の発生が具体的に予見することができたことは明らかであり、問題は、被告らにこの推本予測を予見すべき義務が発生していたと認めることができるか否かです。そして、被告らにこの予見義務が認められる場合には、当然に、この予測に対応した回避措置を講じるべき義務が課されていたことになり、かつ、この義務に対応した回避措置を講じていれば本件事故が回避可能であったことも明らかです。したがって、本件裁判の本質的な論点が、正に推本予測について予見義務を認めるべきか否かにあつたととなります（別添の拙著「福島原発事故における想定外と法的責任」（『日本機械学会誌』2015年6月号24頁参照））。

イ 現に、被告らにつき、検察官の不起訴処分が、いわゆる具体的予見可能性説の観点から、この予見義務を否定したことによるものであるのに対し、検察審査会の「強制起訴」議決が、「高度の注意義務」という観点から、この予見義務を認めたことによるものであることは明らかです。そして、本裁判は、この強制起訴議決に基づいて開始されたものです。

ウ なお、民事裁判においては、国及び東電の過失責任を認める判決が主流となっていますが、これも、「高度の注意義務」の観点からの判断によるものと解されます。また、「高度の注意義務」に関する最近の確定判決としては、最高裁2019年10月10日決定（上告棄却）により確定した仙台高裁2018年4月26日大川小学校事件判決があることは、ご承知のとおりです。

（２）本無罪判決の上記論点に関する判示

本無罪判決は、下記のとおり、検察官の不起訴処分と基本的に同じ考え方に立った不当な判決ですが、これは、指定弁護士が、後述するとおり、「高度の注意義務」に関し踏み込んだ主張、立証を回避したことによるものと解されます。

ア 「検討の視点」として、次のように不当な判示をしています。

①原発業務に停止義務を課す場合における社会的影響を、人命や社会の安全への重大な危険性よりも優先させようとする「原子カムラ」の論理を採用しています（「安全第一」の否定。これが不当であることは名古屋高裁金沢支部平成21年3月18日判決等参照）

②「高度の注意義務」に関し、次のように判示していますが、これは、「高度の注意義務」を殊更に曲解（下線部分参照）した上で排斥するという不当な判示です。

「結果の重大性を強調する余り、その発生メカニズムの全容解明が今なお困難で、正確な予知、予測に限界のある津波という自然現象について、想定し得るあらゆる可能性を、その根拠の信頼性や具体性の程度を問わずに考慮して必要な措置を講じることが義務付けられるとすれば、法令上、原子力発電所の設置、運転が認められているにもかかわらず、原子力発電所の運転はおよそ不可能ということになり、原子力発電所の設置、運転に携わる者に不可能を強いる結果となるの

であって、もとより指定弁護士の主張もそのような前提に立つものとは思われない。」

イ 予見可能性及び予見義務について

予見義務として論じるべき論点について、もっぱら予見可能性の観点から論じている上に、その予見可能性についても、「当時の社会通念」を中心にして判断するとした上で、その社会通念を「原子力ムラ」の悪しき慣習に無批判的に置き換えて、被告らの弁解にそった無罪の判断を導き出しています。

(3) 指定弁護士の上記論点に関する一審における主張、立証

指定弁護士が、以下のとおり、「高度の注意義務」という観点からの主張、立証に踏み込むことを回避していたことは明らかであると解されます。そして、それが本無罪判決を阻止し得なかった最大の要因であると考えざるを得ません。

ア 冒頭陳述について

指定弁護士は、冒頭陳述において、被告らに課されている責務につき、単に関係条文や職務分担を記述するのみで、課されている注意義務の内容が「高度の注意義務」であることには、一切論及していません。

イ 被告人質問について

指定弁護士は、被告らに対する被告人質問において、被告らには「高度の注意義務」が課されているとの観点からの突っ込んだ質問には踏み込んでいないものと解されます（NHK NEWS WEB掲載の第31回公判における被告人武藤に対する被告人質問、第32回公判における被告人武黒に対する被告人質問、及び第33回公判における被告人勝俣に対する被告人質問の概要参照）。

ウ 論告について

①指定弁護士は、論告の「はじめに」（1～3頁）において、「原子力発電所には極めて高度の安全性の確保が求められている」と指摘して、被告人らのその点についての自覚の欠如及び検察審査会の強制起訴議決が極めて常識的で正鵠を射たものであることを記述しています。しかし、その後続く論告本文中において、被告らに課されていた注意義務が「高度の注意義務」であることを、体系的、具体的に論じた記述は全くありません。

②「過失責任を問うためのひとつのキーワードが『情報収集義務』です。」と記しています（3頁）。しかし、「高度の注意義務」の体系的、具体的内容を踏まえない単なる「情報収集義務」だけでは、収集した情報をどのように評価すべき義務か課されていたかが不明であって、過失責任を論ずる前提を欠くこととなります。

③「長期評価」の信頼性についても、その信頼性を裏付ける事実関係については詳細に記述（75～109頁）しています。しかし、それが未だ起きたことがない津波に関する予測であるのに、「高度の注意義務」の体系的、具体的内容を踏まえていないために、説得力が乏しい記述となっています。

④「いわゆる危惧感説あるいは不安感説は、判例の受け入れるところではありません。例えば、札幌高裁昭和51年3月18日判決は、以下のとおり判示しています。」と記述（137頁以下）しています。しかし、「いわゆる危惧感説」が古川・船山共著『福島原発 裁かれないでいいのか』（朝日新書）において紹介している藤木英雄教授提唱のいわゆる危惧感説を指すとすれば、明らかに誤解です（藤木英雄著『刑法講義総論』240頁以下、同『過失犯の理論』181頁以下及び藤木英雄編著『過失犯—新旧過失論争—』中の藤木英雄著「第1編 総論」参照）。そもそも、「不確かな予測」に関する「高度の注

意義務」の体系的、具体的内容について正面から主張することを回避する一方でかかる主張をするということは、具体的予見可能性説に加担することとなるのではないかとの疑義が生じます。

3 まとめ

指定弁護士は、本裁判において、被告らに「高度の注意義務」が課されていることについて、敢えて体系的、具体的に主張、立証しなくとも有罪を得られるとして本裁判に臨まれたものと解されます。しかし、それが誤りであったことは、本無罪判決によって明らかになりました（要望者の朝日新聞2017年7月1日朝刊掲載の論評並びに河北新聞及び毎日新聞の各2019年9月20日朝刊掲載の論評の他、海渡雄一先生著「東電刑事裁判無罪判決 裁判所の犯した七つの誤り」（岩波書店『科学』2019年11月号1007頁）、井戸謙一・樋口英明両氏の判決批判を掲載した「原発を止めた元裁判官2人が徹底批判」（『週刊金曜日』2019年10月25日号30頁）参照）。

本要望は、本無罪判決が今後の原発に関する裁判や行政等に及ぼす影響の重大性に鑑み、忌憚のない意見として参考にさせていただきたく、申し上げたものです。したがって、本要望書の記載に、誤解、曲解や疑問点等がありましたら、忌憚なくご指摘いただければ幸いです。